感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

だいどう地域包括支援センター

1. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の基本的な考え方

だいどう地域包括支援センター（以下「当事業所」という）は、松寿園別館の中に事業所を構えており、館内は特別養護老人ホームおよびグループホームが設置されており、感染症等に対する抵抗力が弱い方が利用や生活する場であり、こうした方たちが多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にある事を認識しなければなりません。

このような前提に立って、当事業所では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には、迅速で適切な対応に努める必要があります。

そこで、当事業所における、感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本的な考え方を理解し、施設全体(特養・ＧＨ・居宅・包括を指す)で、このことに取り組みます。

注意すべき主な感染症

介護施設・介護事業所において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられます。

（1）利用者・入居者及び職員へも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、covid-19、インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス、腸管出血性大腸菌等)、疥癬、結核等

（2）健康な人に感染を起こす事は少ないが感染抵抗性の低下した方に発生する感染症

集団感染の可能性がある感染症で、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（ＭＲＳＡ)、緑膿菌等の薬剤耐性菌による感染症

（3）血液、体液を介して感染する感染症

基本的には、集団感染に発展する可能性の少ない感染症で、肝炎（Ｂ型、Ｃ型）

2. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の基本的方針

（1）感染症・食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための担当者を定め、委員会を設置する等、施設全体で取り決めます。

（2）平常時の対応

①　事業所内・施設内の衛生管理

当事業所では、感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のため、事業所内・施

設内の衛生保持に努めます。又、手洗い場、トイレ、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的に実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 在宅訪問時の感染症対応

在宅の利用者宅へ訪問時は、マスクを着用します。また、訪問後、帰園時に、職員の手洗い、うがい、手指消毒を徹底します

又、訪問時、利用者などの体調不良により、血液、体液、排泄物・嘔吐物等を扱う場面に出くわしてしまった場合には細心の注意を払い、適切な方法で対処します。そのため、利用者および家族の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者・家族の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 面会者・外来者・訪問先者へのマスク着用と衛生管理の周知徹底を図りまん延防止に努めます。

(3) 発生時の対応

万一、施設内で感染症及び食中毒が発生した場合は、マニュアルに従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

① 発生時の状況把握
② まん延防止のための措置
③ 有症者への対応
④ 関係機関との連携
⑤ 行政への報告
⑥ 感染対応への協力

3. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1) 感染症予防対策委員会の設置

① 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、感染症予防対策委員会を設置します。

② 感染対策委員会　委員長

次の者を感染症予防対策委員長とします。

看護長

③ 感染症対策委員会　責任者・担当者

責任者　　館長

担当者兼部門責任者

特養責任者　　サテライト長
グループホーム　　グループホーム長
居宅介護支援センター　センター長
地域包括支援センター　センター長

④　感染症予防対策委員会の構成員

館長・部門長（センター長）・生活相談員・看護長・介護職員・医師（必要に応じて参加を要する）

⑤　感染症予防対策委員会の開催

委員会は概ね　6 か月に 1 回以上開催します。その他、必要な都度開催します。

⑥　感染症予防対策委員会の主な役割

㋐.　感染症予防対策及び発生時の対応の立案各指針及び各マニュアル等の作成・更新・整備

㋑.　発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

㋒.　利用者・職員の健康状態の把握と対応策

㋓.　施設新規利用者の感染症の既往の把握と対応策

㋔.　感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修及び訓練の実施

㋕.　業者などへの感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知

㋖.　各部門・部署での感染症対策実施状況の把握と評価

⑦　職員の健康管理

㋐.　直接介護で夜勤に携わる職員は年 2 回（レントゲンは年 1 回）他職員は年 1 回の健康診断を実施する。

＊ インフルエンザワクチンや新型コロナウイルスワクチンの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行います。

㋑.　職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで　適切な処置を講じます。

4. 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

施設内において感染症・食中毒の予防、まん延防止のため、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

【館長】

・感染症、食中毒の予防及びまん延防止体制の総括責任

・感染症発生時の状況把握及び指示

【センター長】

・感染症発生時の行政報告

・緊急時連絡体制の整備（行政機関、家族等）
・感染症発生時の状況把握及び備品整備

【センター員】
・医師、看護職員との連携を図り、予防、蔓延防止対策強化
・発生時及びまん延防止の対応
・経過記録の整備
・家族への対応
・在宅サービスの調整

5．感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

当施設の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シュミレーション）」を感染症予防対策委員会の企画により、次の通り実施する。

（1）新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う

（2）定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を定期的（年１回以上）に実施する

（3）訓練（シュミレーション）

施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を定期的（年１回以上）に実施する。

6．感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

（1）感染症対策マニュアル

感染症発生及びまん延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期的に見直しを行う。特に「covid-19」や「ノロウイルス」についてはそのマニュアルごとの対策を確実に実施する。

また、世界的なパンデミックが発生した未知なる新型ウイルス等の対策についても必要であればマニュアルの整備を行う。

（2）事業継続計画（BCP）

新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した又は施設内にまん延が起こった場合であっても、入居者・利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

居宅・包括については、感染が流行し、まん延する事態となっても、担当する利用者・その家族が、ケアマネジメントサービスを継続し、サービスを安全・安心して利用できるように事業継続計画を作成し、定期的な見直しを行う。

7．感染症予防の徹底

インフルエンザやノロウイルス等の平常時対策として、以下を徹底する。なお、地域感染まん延時等の対策については、感染症対策マニュアルを参照する。

(1) 職員の標準予防策の徹底

県内や地域に感染症発生の情報がない場合でも、冬季や感染症まん延時期には以下の標準予防策を実施する。

① 出勤時の手洗い・うがい・手指消毒、出勤前の検温
② 勤務中・外部（在宅等）訪問中のマスク着用
③ 外部（在宅等）から帰園後の手洗い・うがい・手指消毒
④ １ケアごとの手洗い・手指消毒
⑤ 体調不良時の早期報告・出勤停止
⑥ ワクチン接種

(2) 入居者・利用者への呼びかけ

入居者・利用者へも感染予防のために以下のお願いをする。ただし、体調や障害等の状況で不可能な場合は、無理に行うことはしない。

① 飲食時の手洗い・うがい・手指消毒
② ショートステイ利用時の検温・手洗い・手指消毒
③ 利用時のマスク着用
④ 体調不良時のサービス利用中止
⑤ ワクチン接種

(3) ご家族及び来園者、訪問先への呼びかけ

①入館時の手指消毒・マスク着用
②外部（在宅等）へ訪問時、利用者・家族・関係者へのマスク着用
③体調不良時の入館制限、情報共有

8．感染症まん延防止の徹底

職員又は入居者・利用者が感染症に罹患した場合、施設内まん延を防ぐため、以下の対策を行う。なお、詳細については、感染症対策マニュアルを参照する。

(1) 職員の規定された日数の出勤停止。

(2) 嘱託医と相談し、必要であれば所轄保健所へ連絡する。ショートステイ利用者の規定された日数の利用停止。また、訪問先の関係者の場合は、規定日数内の訪問中止および、その後の周囲への感染状況などを確認し、訪問再開を判断する。

9．感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、各部署に配布し、いつでも自由に閲覧することができます。

この指針は、入居者（利用者）及び家族の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。